平成２１年（フ）第５７号
岐阜県高山市岡本町２丁目32番地１　ハイツイーグル２－３－Ｄ号室
債務者　住　　俊輔
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２６号
静岡県下田市須崎630番地
債務者　髙松　久美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第２７号
静岡県下田市須崎630番地
債務者　髙松　　治
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第６１号
三重県鈴鹿市東玉垣町2604番地の１
債務者　上野山昌子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１号
鳥取県倉吉市上井550番地３
債務者　足立　　恵（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第６６号
鳥取県倉吉市海田東町74番地４　中嶋アパート
債務者　田中　睦子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第７０６号
広島市中区橋本町１番８―201号
債務者　升谷　公男
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８１号
広島市安佐南区長束西５丁目18番15号
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９５号
広島市西区小河内町２丁目11番18号
債務者　川根誉久こと　川根　義行
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２７号
広島市西区己斐本町３丁目11番15―301号
債務者　吉田　昌子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９５７号
広島市南区東雲２丁目７番５号
債務者　田中　武子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５７号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万623番地３
債務者　松岡久美子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３７１号
愛媛県松山市南梅本町甲999番地１
債務者　中平　泰江
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３８１号
愛媛県松山市生石町375番地８　松友アパート２Ｆ西側
債務者　井上美智代
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３８８号
愛媛県松山市別府町518番地の３
債務者　檜垣　啓子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３９２号
愛媛県松山市富久町228番地
債務者　藤原　民雄
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３９３号
愛媛県松山市富久町228番地
債務者　藤原ひろみ
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３９６号
愛媛県松山市空港通６丁目20番36号
債務者　松本　栄造
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４０４号
愛媛県松山市吉藤２丁目19番37号　共栄マンション206号
債務者　植杉　　喬
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所